

低入札価格調査制度対象測量業務における 「業務コスト調査」の実施について（依頼）

国土地理院では、平成20年10月から測量業務において、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した案件について「業務コスト調査」を実施しています。

業務コスト調査は、低入札価格調査を実施した測量業務について、完成業務原価と官積算との乖離、受注業務の売上総利益（損失）及び営業利益（損失）の実態等、業務コスト調査構造を詳細に把握することを目的としていることから正確な情報の提出を求めています。

しかし、調査対象の会社の中には調査マニュアルの理解が不十分で「黒字のデータでなければ業務成績評定の減点対象となるのではないか」、との誤解があり不正確な調査票の提出が見受けられます。

調査票に損失（赤字）を計上した場合でも業務成績評定で減点の対象とはなりませんので、調査票には正確の情報を記入していただくようお願いいたします。

また、受注業者が作成した調査票は、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出する必要があります。

調査票の提出がないとき、調査票に不備があるとき又は調査票に虚偽報告があると判明したときは、これらの事実で業務成績評定へ厳格に反映されますのでご注意ください。

下記のURLから各種資料がダウンロードできます。

<http://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/jyoho.html#6>